

富 財 第 4 5 7 号
平成 27 年 10 月 1 日

各部等の長 様

富津市長 佐久間 清 治
(公 印 省 略)

平成 28 年度富津市予算編成方針について（通知）

本市は、昨年 8 月に公表した中期収支見込みのとおり、今後 5 年間で大幅な財源不足が生じる恐れがあったことから、市民サービスの水準を維持しつつ、将来に向けた持続可能な行財政運営を展開していくため、今年度を「富津市経営改革元年」とし、経営改革を「できるところから」「ただちに」断行してきたところである。その結果、本年 8 月に公表した中期収支見込みでは、今後 5 年間は財源不足が生じない見通しとなった。しかしながら、5 年間の黒字額はわずか 17 百万円であり、真に財政危機を脱したとは言い難い状況である。

一方、平成 26 年 12 月、国において「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、本市においても今年度中に「富津市版総合戦略」を策定し、来年度からは具体的な事業を推進する段階に入ることとなる。

平成 28 年度は、経営改革 2 年目であり、手を緩めることなく本格的な経営改革の取組を強化するとともに、まちの創生、ひとの創生、仕事の創生の取組を一層加速させなければならない。

これらを踏まえ、各部局長は、「富津市経営改革プラン(案)」を前提に、各部局の経営者として前例や常識にとらわれることなく、コスト感覚と創意工夫のもと、下記のとおり予算要求されたい。

記

1 総括的事項

- (1) 平成 28 年度予算は、人件費、公債費等を除く枠配分方式により編成するものとし、各部局の長は経営者として、コスト感覚と創意工夫のもとに責任をもって別添の枠配分額内で当初予算の要求を取りまとめること。
- (2) 特定財源を過大に、あるいは事業費を過少に見積ることにより、不足額が生じた場合、補正予算又は予算の流用で対応することは一切認めないの
で留意されたい。

- (3) 8月の事業仕分けにより「要改善」と位置付けられた事業については、「平成27年度富津市事業仕分けに係る仕分け結果に対する方針について（通知）」（平成27年8月20日付け富経第21号）に沿って、その方針を的確に予算に反映させること。
- (4) 各部の枠配分類は、各部の平成27年度当初予算の一般財源額から枠配分対象外経費を除いた額の95%とする。
- (5) 普通建設事業費については、中期収支見込みに計上した事業以外は原則として認めない。また、設計にあたっては綿密な現地調査等により設計し、設計変更による補正予算又は予算の流用が無いように留意されたい。
- (6) 富津市まち・ひと・しごと創生総合戦略関連事業費及び経営改革関連経費については、別途要求可とする。
- (7) 「富津市公共施設白書」における視点を踏まえ、現有施設の統廃合を見据えた中で、存続する可能性の高い施設の長寿命化、効率的運営に資する公共施設マネジメント関連費については、別途要求可とする。
- (8) 財政調整基金については、災害等の事態に対応するための財源として確保し、原則としてその繰入れは行わない。

2 歳入に関する事項

- (1) 市税については、経済及び税制の動向、課税客体の捕捉、情報収集を行うとともに、滞納処分の強力な推進により徴収率を向上させ、税負担の公平性を担保すること。
- (2) 地方譲与税及び交付金は、配分基準、景気の動向及び地方財政計画の伸び率などを見極め、的確な収入見込額とすること。
- (3) 使用料及び手数料については、経営改革プラン実行計画(素案)の「行政サービス対価の見直し」及び「使用料・手数料の見直しに関する報告書（平成24年6月）」の「使用料・手数料の見直し基本方針について」に則り必ず見直しを図った上で所要額を要求すること（見直し内容については、経営改革推進課と十分協議すること。）。

- (4) 国・県支出金については、国・県の予算の動向を迅速、かつ、的確に把握し、できる限り一般財源を節減するよう、積極的な情報収集を行い、効果的な計上を行うこと。
- (5) 利用する見込みのない普通財産については、積極的に売却を行うこと。ただし、予算要求は、確実に売却が見込まれる物件とされたい。
- (6) 市債については、後年度の一般財源を圧迫する大きな要因であることから、その対象となる事業の効果はもとより事業そのものの必要性まで踏み込んで十分検討すること。また、原則的にその元利償還金等が交付税の基準財政需要額に算入される起債を選択するように、必ず財政課と事前に調整すること。
- (7) 基金については、昨年度、経営改革の一環としてすべての基金を有効活用するため見直しを行ったところであるが、財政調整基金以外の基金については、その目的に則り活用を図ること。
- (8) 上記以外の収入についても、的確に捕捉し適正に見積もること。

3 歳出に関する事項

- (1) 枠配分額の範囲内であれば、原則として、担当部の要求を尊重するので、選択と集中により予算要求すること。この場合において、一部局でも枠配分を超える予算要求があった場合、また、景気の状況等により市税等が収支見込みより大幅な減収となる見込みとなった場合は、枠配分額内であっても個別査定を行うこともあるので留意されたい。
- (2) 事業仕分け対象外の事業についても、「事務事業の再点検について（通知）」(平成 27 年 8 月 20 日付け富経第 22 号)に沿って、事業の実績や効果、効率性、有効性等の観点から徹底検証して見直した結果を平成 28 年度予算に反映させること。
- (3) 人件費（時間外勤務手当など変動分を含む。）については、総務課で要求することとするが、来年度も職員数の削減を見込んでいることから、各部署は、これまでの慣例にとらわれず内部事務を直ちに見直し、廃止又は改善すること。
- (4) 物件費については、人件費との関連を考慮しつつ、既定の事業に係る経費であっても先例にとられない改善策を検討したうえで、適正な要求をすること。なお、土地借上料については、財政課から別途通知する見直し

方針に則り要求すること。

- (5) 維持補修費については、公共施設の効用を保全するための経費であるとともに、国家賠償法における賠償責任の観点からも安全な水準を維持することが不可欠であり、これを担保することによって市民の安全・安心に直結することから、統廃合を念頭にその現況を十分把握のうえ適切な所要額を見積もるとともに、計画的な修繕計画を作成し要求すること。
また、今後、廃止、統合することが望ましい施設については、ただちに方針素案を決定し、これを踏まえた適切な所要額を見積もること。
- (6) 扶助費については、年々増加傾向にあり中期収支見込みでも3%の増加を見込み、市単独の扶助費（県単独の補助事業も含む）以外は枠配分対象外経費としている。
市単独の扶助費については、その必要性を再検討し、対象者、所得制限の導入、給付水準の見直し等を十分検討し削減に努めること。また、その特定財源については確実に確保すること。
- (7) 負担金、補助金等については、経営改革プラン実行計画(素案)の「補助金等の見直し」のとおり、今までの慣例にとらわれず事業仕分けにおける評価方法を基に市民目線で見直すこと。
また、その支出の目的、根拠、対象、効果を今一度十分調査検証したうえで要求すること。(見直し内容については、経営改革推進課と十分協議すること)
- (8) 普通建設事業費については、事業費の財源確保が極めて困難な状況であることから、中期収支見込みに計上した事業以外は原則として認めないが、既存公共施設の改修や補修で事業費が100万円を超える事業については、枠配分対象外経費として別途要求可とするので、各部局で優先順位をつけて要求すること。
- (9) 債務負担行為については、後年度の財政負担を伴うものであり財政硬直化の要因となるので、平成27年度以降の改革期間における新規設定は、特段の理由がなければ原則として行わない。また、既に設定したものについても事業効果を再検討し、見直しが可能なものについては、見直しすること。
- (10) 特別会計については、一般会計と同様に厳しい状況にあるが、本予算編成方針を十分考慮のうえ要求すること。

また、独立採算を原則としていることから、一般会計から安易に基準外の繰り入れをすることがないよう経費節減や事務事業の合理化・効率化を行うこと。

- (11) 上記に掲げるほか、詳細については「平成 28 年度当初予算要求書作成要領」及び「平成 28 年度当初予算経費別見積基準」を参照すること。

4 スケジュール

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 予算要求期限 | 10 月 30 日(金) |
| (2) ヒアリング | 11 月上旬 |
| (3) 予算編成過程公表 | 11 月中旬 |
| (4) 査定 | 1 月中旬まで |
| (5) 内々示 | 1 月中旬 |
| (6) 内示 | 1 月下旬 |
| (7) 議会提案 | 2 月下旬 |